

令和5年度事業報告

社会福祉法人 あせんぶるおーる
令和5年4月～令和6年3月

社会福祉法人あせんぶるおーるは、「就労支援センターあっぷでーと」として就労移行支援事業および就労定着支援事業を、「自立支援センターせっとあっぷ」として自立訓練(生活)事業を実施しています。各事業の内容について、下記の通りご報告いたします。

1. 就労移行支援事業（定員14名）～就労支援センターあっぷでーと～

就労移行支援事業は、就労を希望する65歳未満の障害のある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。就労支援センターあっぷでーとでは、「必要な訓練」として、作業訓練、施設外就労、面談、学習会、ソーシャルスキルトレーニング、認知行動療法、感情コントロールの学習、職場見学、職場実習等を実施しました。さらに、養護学校等二年生在籍者に対し「進路の参考としていただくための就労アセスメント」また、今後就労を希望する方に対しての「就労アセスメント」を実施しています。アセスメントはそれぞれの利用者の実態に合わせて柔軟な来所設定を行い、事前面談～今後の取り組みを提案する反省会までとなります。

実施状況		比較	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
訓 練 開 所 日 数		前年度	22	23	22	23	23	23	23	22	23	24	20	23	271
		今年度	22	23	22	23	24	22	23	22	23	22	21	23	270
正 式 訓 練 生 数		前年度	16	15	16	15	13	12	11	10	9	9	8	9	143
		今年度	9	9	8	8	9	9	8	8	9	9	9	14	109
利 用 率 (小数点以下切り捨て)		前年度	101%	91%	97%	77%	44%	69%	61%	57%	52%	47%	43%	48%	66%
		今年度	52%	52%	50%	54%	42%	57%	54%	54%	53%	56%	61%	78%	71%

実施状況	比較	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
アセスメント利用者数	前年度	3	5	7	8	4	4	4	5	6	4	6	1	57
	今年度	4	8	10	8	7	5	6	10	5	3	6	6	78
正式+アセスメント延べ利用者数	前年度	283	277	295	246	207	203	169	181	162	175	139	136	2471
	今年度	168	197	227	212	213	206	186	223	195	194	238	272	2531
利 用 率 (小数点以下切り捨て)	前年度	111%	102%	115%	96%	84%	77%	64%	72%	65%	60%	66%	50%	80%
	今年度	59%	65%	76%	71%	67%	67%	65%	75%	62%	64%	84%	90%	71%
施設外(延べ人数)	前年度	45	74	68	62	55	54	21	64	12	38	19	38	550
	今年度	22	46	52	48	49	36	14	45	14	33	16	48	423
ソーシャルスキルトレーニング(延べ人数)	前年度	12	10	14	21	13	23	11	12	8	8	12	8	152
	今年度	14	16	17	7	8	10	13	14	8	8	8	8	131
面談(延べ人数)	前年度	18	22	21	17	13	23	13	13	14	14	13	15	196
	今年度	13	13	10	13	12	14	18	17	22	19	17	20	188
学習会(延べ人数)	前年度	0	13	12	8	7	9	9	6	6	8	5	6	89
	今年度	8	7	7	5	6	7	6	8	7	9	9	11	90
グループワーク(回数)	前年度	9	11	5	3	5	5	3	6	8	6	10	9	80
	今年度	9	9	10	10	7	9	5	5	4	5	5	4	82
グループワーク(延べ人数)	前年度	12	17	8	7	8	6	6	9	12	9	11	19	124
	今年度	16	21	22	21	16	22	13	17	15	18	18	14	213

* グループワークとは「感情認識トレーニング (The CAT-kit)」「はしごろうこうの会 (集団認知行動療法)」「アローラの会 (小集団でのコミュニケーションの学習)」「くまの会 (お金についての学習会)」の総称です。個別で認知行動療法や CAT-kit を行っている方は面談の中にカウントされています。

* 令和4度から就労移行支援事業は14名です。

2. 自立訓練(生活)事業 (定員 6名) ~自立支援センターせっとあっぷ~

自立訓練(生活)事業は、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定める期間において、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。せっとあっぷでは、就労したいという気持ちは漠然とあるけれど、長年自宅におり家を出る習慣がない方、障害の特性上、一般的なマナーやルールを学ぶことに時間が掛かる方などを主にしています。施設内で行う作業訓練からのスタートとしていますが、本人が通えるようになってきた時点で個別の取り組みを実施しています。

実施状況		比較	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
訓練開所日数	前年度	22	23	22	23	23	23	23	23	22	23	24	20	23	271
	今年度	22	23	22	23	24	22	23	22	23	23	22	21	23	270
正式訓練生数	前年度	1	1	3	5	6	8	8	7	7	7	7	7	9	69
	今年度	10	10	10	11	11	11	11	11	11	9	8	8	7	117
利 用 率 (小数点以下切り捨て)	前年度	5%	5%	18%	43%	66%	78%	68%	76%	78%	68%	76%	110%	58%	
	今年度	106%	105%	111%	116%	123%	125%	108%	103%	87%	88%	93%	77%	103%	
ソーシャルスキルトレーニング (延べ人数)	前年度	0	0	0	4	4	8	5	7	4	5	7	8	52	
	今年度	7	5	5	5	5	11	7	6	5	5	5	4	70	
面 談 (延べ人 数)	前年度	0	1	3	6	8	15	13	11	17	13	12	18	117	
	今年度	21	15	17	20	22	15	24	18	19	16	15	16	218	
学習会 (延べ人 数)	前年度	0	0	1	2	5	7	7	6	5	5	7	7	52	
	今年度	6	7	6	8	7	9	7	5	4	4	5	4	72	

*自立訓練事業に関しても個別支援計画は3ヶ月に1回の見直しを実施していますが取り組みの日数が少ないためケース会議については6ヶ月に一度実施します。

*就労移行支援事業に在籍されていた方でも、2年間のトレーニングで状況を改善することが難しいと考えられる方についてはケース会議で了承を得たうえで自立訓練事業に在籍を変更した方もおられ利用率は向上しています。

3. 学習会とソーシャルスキルトレーニング（SST）の内容

学習会の内容と、ソーシャルスキルトレーニングの内容は以下の通りです。①は比較的認知の高い方、②は知的障害の方が中心です。

月	学習会	ソーシャルスキルトレーニング
令和5年4月	グラウンドゴルフ	② 隣の人に物を借りる ① 二人以上の雑談の輪に入るには ② ゆずりあって電子レンジを使う
〃 5月	防災訓練	① 遅刻したときに謝る ② ミスしたときに「すいません」と言う
〃 6月	青岸寺	① 相手に断られたときの態度 ② 困った時の申し出 ① 適切な相手への譲り方 ② 印象の良い道の譲り方
〃 7月	彦根印刷局	① お客様当番（オーダーを取ってドリンクを作る） ② お客様当番（オーダーを取ってドリンクを作る） ① お客様当番（オーダーを取ってドリンクを作る→提供する）
〃 8月	ボーリング	② お客様当番（オーダーを取ってドリンクを作る→提供する） ① 丁寧な物の扱い方
〃 9月	奈良	① 相手を褒める ② 相手の返事を聞いた後に動く ① 褒められたときの適切な返し方
〃 10月	BBQ(デフラグ)	② 作業中に相手がやったことが気になったとき ① 否定せずに聞く ② 一緒に使うとき

〃 11月	スポットチャ	② 一緒に作業する人に声をかける ① 要望・意見を適切に伝える ② やっている途中に指示をされたとき
〃 12月	FP協会の人にお金の使い方を聞く	① 相手に声が聞こえなかったとき ② 印象の良い言い方をする
令和6年1月	テーブルマナー	① 納得がいかないときの返し方 ② 注意されたときの返し方
〃 2月	企業訪問	① 何かしている最中に声をかけられたとき ② 一緒に作業する人から声をかけられたとき
〃 3月	竜王アウトレットでお買い物	① 企業見学の立ち位置/聞き方 ② 企業見学の立ち位置/聞き方

* 学習会は就労移行支援事業の利用者、自立訓練事業の利用者が共同で行います

* ソーシャルスキルトレーニングは個人の状況を見極め、自立訓練事業の方にも参加していただくことがあります。

4. 就職活動の状況

実施状況	比較	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ハローワーク訪問	前年度	4	2	1	1	1	2		1	1	1			13
事業所見学	今年度				1			1		2		2		6
実習（人數）	前年度	1	1	2		2	2	1	1	1				11
	今年度				1	1		1			1	1		5
実習支援（延べ日数）	前年度	6	22	22		17	7	3	7	11				95
	今年度				1	8		10			5	7		31

就職者	前年度	1	1	2	1	1	6
	今年度	1	2	1	1	1	6

*就職者は雇用契約後「6ヶ月経過した月」にカウントを修正しました。トライアル雇用の場合は、トライアル終了後6ヶ月の月です。

5. ジョブコーチ支援事業（訪問型職場適応援助者事業）

令和4年1月に高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施している、訪問型職場適応援助者事業の助成金受給資格認定申請書を提出し、就労定着支援事業の契約を行うまでの間、滋賀障害者職業センターに承認頂いた「訪問型職場適応援助者支援計画書」を元にして職場訪問を実施しています。

開始年月	終了年月(予定)	支援対象者	支援事業所所在地
令和5年4月	令和5年9月	N.T さん	長浜市
令和4年11月	令和5年4月	W.A さん	米原市
令和5年1月	令和6年1月	K.S さん	長浜市
令和5年10月	令和6年6月	F.Y さん	米原市
令和5年10月	令和6年4月	T.Y さん	彦根市
令和5年11月	令和6年7月	S.M さん	長浜市
令和5年12月	令和6年6月	N.E さん	米原市

2~5回/1ヶ月の訪問が基本です。万が一、不適応状況になりかけた場合でもジョブコーチ支援事業のおかげで迅速に訪問が可能となりました。また、引き継いだ機関が対応しきれない就労定着支援事業終了後の状況変化に対しても再度の支援を認めていただけました。ただし、トライアル雇用や実習がない公共団体の支援にはこの制度は使えません。基本は6ヶ月間ですが、精神障害者福祉手帳所持者の場合は最大9ヶ月可能です。

6. 就労定着支援事業

就労定着支援事業は、平成30年4月から新たに個別契約の事業として国が定め、あっぷでーとでもこの事業を実施しているところです。

実施状況	比較	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
契約者数	前年度	19	18	16	15	15	17	17	17	17	16	15	14	196
	今年度	17	19	19	19	19	17	15	14	14	14	14	14	196
職場訪問	前年度	30	28	29	32	34	27	48	42	18	17	16	18	339
	今年度	17	20	19	19	19	16	14	14	13	13	18	21	196
面談実施 (回数)	前年度	16	14	25	21	18	16	16	14	10	9	7	10	176
	今年度	14	12	12	8	10	10	8	9	15	8	9	6	121
OB会述べ参加者 (デカツ)	前年度	中止			中止			中止			中止		通年中止	
	今年度				18								18	

7. 職員配置

それぞれの事業に関しての職員配置は以下の通りになります。就労定着支援事業に関しては定員という考え方ではなく、契約者数に対して人員の配置基準を満たすことが必要です。ジョブコーチ（4名）在籍…就労定着支援員と兼務となります。

就労移行支援事業(14名)	管理者	サービス管理責任者	生活支援員	職業指導員	就労支援員
常勤(常勤換算)	1	1	3 (0.97)	3 (1.40)	4 (1.14)
非常勤(常勤換算)			1 (0.12)		
就労定着支援事業	管理者	サービス管理責任者	就労定着支援員		
常勤(常勤換算)	1	1	4 (0.80)		
自立訓練(6名)	管理者	サービス管理責任者	生活支援員		
常勤	1	1	1		

8. 研修や会議の参加

2年という限られた期間の訓練で効果的に職業準備訓練が実践できるように、職員の資質向上に努めています。より深く障害特性を知る研修や技術習得のための研修、一般的な就労支援の知識を得る研修等に参加致しました。また、自立支援協議会が開催する会議等に参加しています。

1. 研修

月	研修名	参加人数
〃 5月	滋賀県臨床心理士会 2023年度第1回1日研修会	1
〃 6月	職場適応援助者養成研修(WEB) 職場適応援助者養成研修修了者サポート研修	1 1
〃 7月	職場適応援助者養成研修(WEB:2日、現地:3日) 職場適応援助者支援スキル向上研修(4日間) テレワーク就労に受けての訓練や支援のポイント 高次脳機能研修	1 1 2 6
〃 8月	就業基礎研修(3日間) 令和5年度職場適応援助者支援スキル向上研修	1 1
〃 9月	しうがい児虐待防止研修 地域移行について考える ステップアップ研修会	1 1 1
〃 10月	ステップアップ推進会	1
〃 11月	高次脳機能障害リハビリテーション講習会 高次脳機能障害支援専門研修	1
〃 12月	ナビゲーションブック研修 令和5年度滋賀県障害者虐待防止・権利擁護研修会	1

令和6年1月	専門的人材班	1
〃 2月	ライフステージ専門部会 就労支援セミナー ステップアップ推進会	1 1 1

2. 会議、研修講師等の参加

月	会議名
令和4年4月	湖北地域しょうがい者支援事業所協議会
	伊吹分教室打ち合わせ会議（2年時就労アセスメントについて）
〃 5月	湖北圏域就労支援事業所等連絡会 ・ 山東地区民生委員会会議（講師） ・ 米原市民生委員研修（講師） 自立支援協議会部会 ライフステージ専門性部会
〃 6月	自立支援協議会部会 生活の充実部会
〃 7月	労働局研修（講師） ・ 自立支援協議会部会 専門的人材班
〃 8月	自立支援協議会部会ライフステージ 専門性部会 就労選択支援事業モデル事業会議
〃 9月	第一回長浜米原しょうがい者自立支援協議会全体会議 自立支援協議会部会 専門的人材班 自立支援協議会部会 生活の充実部会
〃 11月	SO 方針会議
〃 12月	湖北圏域就労支援事業所等連絡会
令和6年1月	就労選択支援会議 ・ 障害者雇用会議
〃 2月	就労選択支援会議

9. 就労選択支援事業について

先般、厚生労働省 社会・援護局傷害保険福祉部 こども家庭庁 支援局 障害児支援課 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（第42回、R5.11.25）

により就労選択支援に係る報酬・基準についての論点についての会議が開催されました。元々、「養護学校在籍中に就労に知見のある機関が『就労アセスメント』を実施し、進路の参考とする」という国の方針に則り、就労支援センターあっぷでーともその一翼となるべく開設された経緯があります。

1. 就労選択支援事業の現状、課題、サービスの目的（上記資料より抜粋）

（現状・課題）

- 就労系障害福祉サービスの利用を希望する障害者の就労能力や適性を客観的に評価し、それを本人の就労に関する選択や具体的な支援内容に活用する手法等が確立されていないため、障害者の就労能力や一般就労の可能性について、障害者本人や障害者を支援する者が充分に把握できておらず、適切なサービス等につなげられていない。
- 一旦、就労継続支援A型・B型の利用が始まると、固定されてしまいやすい。
- 本人の立場に立ち、次のステップを促す支援者がいるかどうかで、職業生活、人生が大きく左右される働く力と意欲のある障害者に対して、障害者本人が自分の働き方を考えることをサポート（考える機会の提供含む）するとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障害者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労への選択の機会を適切に提供する。

（事業の目的）

- 専門的な研修を修了した就労支援の経験・知識を有する人材の配置により、就労に関するアセスメントに関し、専門的な支援を受けることが可能となる。
- 本人の就労能力や適性、ニーズや強み、本人が力を発揮しやすい環境要因、職業上の課題、就労に当たっての支援や配慮事項等を本人と共同して整理することで、本人の自己理解を促進することが可能となる。
- 本人と協同して整理した内容や地域の企業等の情報を基に、関係機関と連携することにより、本人にとって、より適切な進路を選択することが可能となる。また、就労継続支援A型・B型の利用開始後も、本人の希望に応じて就労選択支援を受けることができ、就労ニーズや能力等の変化に応じた選択が可能となる。

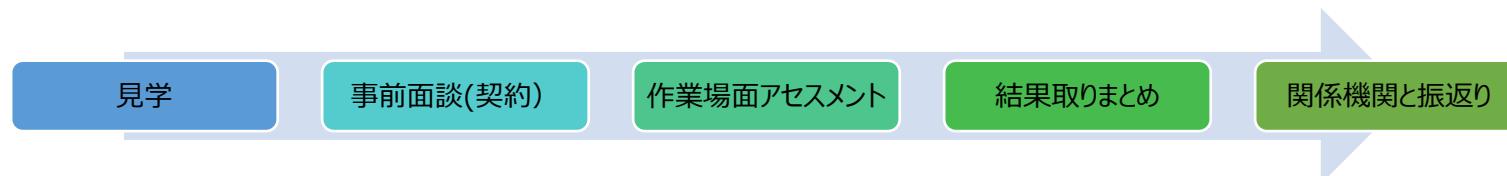
2. 厚生労働省「就労の開始・継続段階の支援における地域連携の実践に関するモデル事業」

国から受託を受けた PwC コンサルティング合同会社が行うモデル事業について、滋賀県、松江市、熊本市が選定され、滋賀から参加する事業所として就労支援センターあっぷでーとも参加しています。他にもスマイルカレッジ（長浜市）、ワークスさぼてん（長浜市）が実際にアセスメントを行い、「多機関」として「働き暮し応援センター」「ピットイン」「湖北基幹相談支援センター」「長浜市障害福祉課」「米原市社会福祉課」「滋賀県障害者職業センター」「滋賀県障害福祉課」「ハローワーク長浜(欠)」が招集され、令和5年11月7日に第1回目の会議が開催されました。

このモデル事業は実質、10月～12月まで取り組み（実際にケース会議、アセスメントを実施、関わった方々にアンケート調査を行う）2月にモデル地域の報告会がありました。今回は実施期間が短いため「継続」（既に福祉サービスを利用しており、支給決定のタイミングの方）のケースでの参加も可能ですが、できるだけ「新規」（これまで福祉サービスの利用がない方）も挙げて欲しいとのことで、あっぷでーとでは新規2件、高等養護学校1件を挙げています。どのような「多機関によるケース会議」が有効か今後も検討される予定です。（結果は後日PwCがまとめること）

3. これまでの「就労アセスメント」との違い

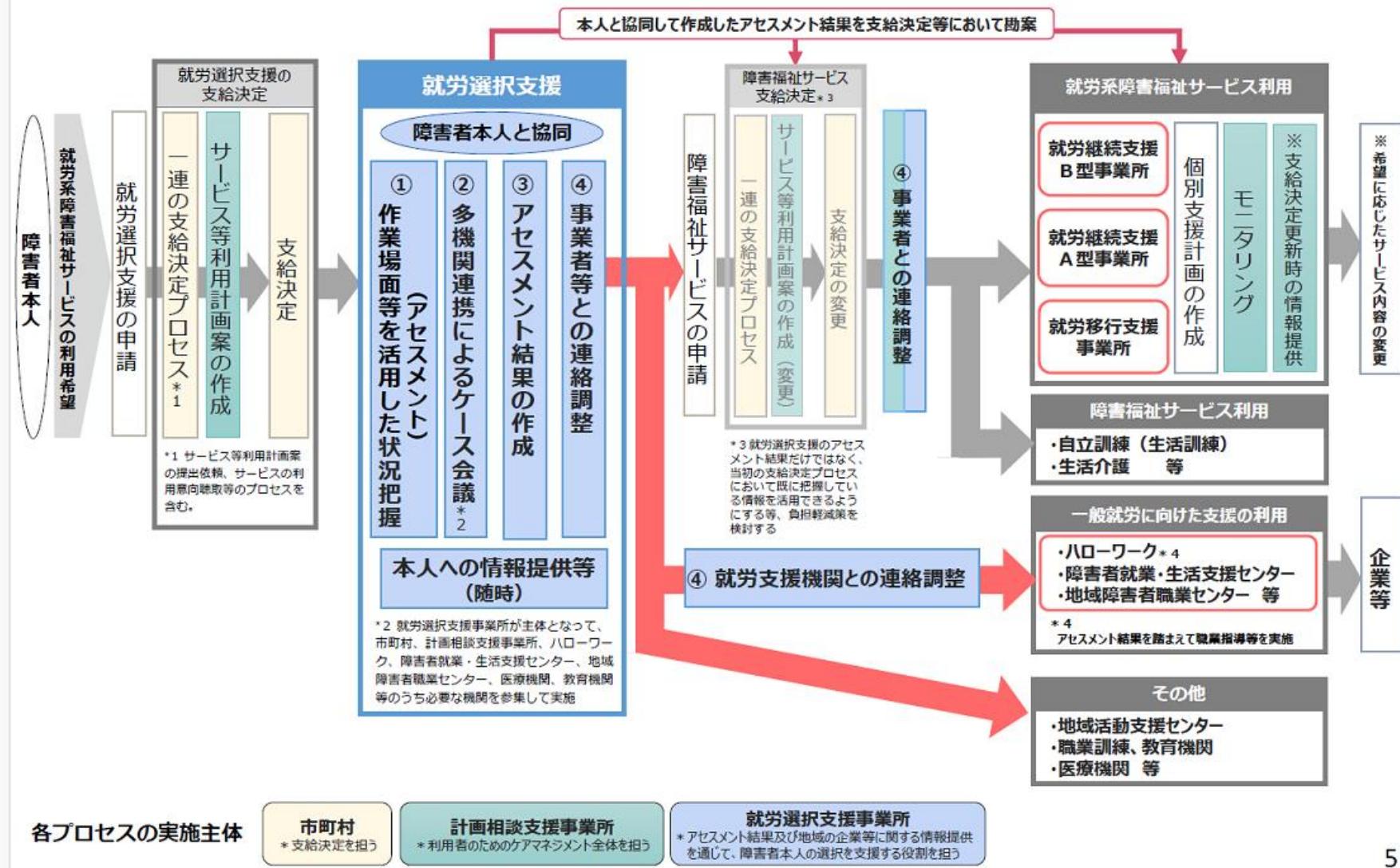
現在あっぷでーとが行っている就労アセスメントの流れは以下の通りです。入所がないケースはそれぞれの機関に引き継ぎます。



国の示した「事業の流れ」では、「多機関連携によるケース会議」が中心に据えられ、これまでの本人と関わりの有無にかかわらずアセスメントの状況をケース会議にて多機関に一旦報告し、それぞれの機関の意見を踏まえて本人に取りまとめた結果を報告する、となっています。また、アセスメント結果を踏まえて次の進路に向けての福祉サービス事業者との連絡調整も就労選択支援事業所の役割である、というイメージ図ができます。（参考資料①）

就労選択支援の基本プロセスについて

(参考資料①)



支給決定は2ヶ月と決められており、少しずつしか出勤が難しい引きこもりの方の対応が困難であり、多機関の枠組みが不透明です。また、これまで就労移行支援事業の人数外とされており、人員配置は就労移行支援事業の配置で問題ありませんでしたが、新たに「人員配置」が必要になります。

令和6年度報酬改定の概要では就労移行支援等と一体的に就労選択支援事業を実施する場合（利用者の合計が就労移行支援等の利用定員を超えない場合に限る）は就労移行支援等の職員及び管理者（[※]管は不要）を兼務することができるとありますので、現状と変わりありません。

4. 報酬単価について

令和6年度報酬改定により、単価は1210単位とありますが、移行で実施する事前の会議、振返りの会議「地域連携会議加算（583単位/月1回、年4回まで）」はありません。

(これまでの就労アセスメント実施者数)

*年間で受けられるアセスメントの人数に限りがあり、就労移行や定着支援と同様に確実な利用人数が見込めるということはない。また、アセスメントは短期間で利用者の作業の様子を観察し、考えを知るための面談の必要がある。特性や状況からの配慮事項などを本人に分かりやすく伝える検討の時間をとるため、移行の訓練生よりも時間が掛かる。

*「多機関」の枠組みについては、今年度も就労選択支援プロジェクト会議にて検討予定。この就労選択支援事業はあっぷでーとにとってはこれまでの就労アセスメントと中身はほとんど変わりがない。国の担当官によると「多機関」も決まった機関ではなくフレキシブルな対応で可能とのことである。だが、「事業者はアセスメントの結果の作成にあたり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所等の関係機関の担当者を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに担当者に意見を求める」とあるため、この「多機関連携会議」のあり方について検討する予定。あせんぶるおーるでは年間を通じ、招集する機関は様々であっても就労移行・自立訓練・就労定着・アセスメントの事前/振返り会議を実施。これに就労選択支援事業の中間の会議を実施すると年間おおよそ 172 回/270 日の会議を開催することとなる。